

議第 3 4 号

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 2 1 日提出

酒田市長 矢 口 明 子

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(酒田市税条例の一部改正)

第 1 条 酒田市税条例（平成 1 7 年条例第 7 0 号）の一部を次のように改正する。

第 3 6 条の 2 第 1 0 項中「第 2 条第 1 5 項」を「第 2 条第 1 6 項」に改める。

第 6 3 条の 2 第 1 項第 1 号中「同条第 1 5 項」を「同条第 1 6 項」に改める。

第 8 9 条第 2 項第 2 号及び第 1 3 9 条の 3 第 2 項第 1 号中「第 2 条第 1 5 項」を「第 2 条第 1 6 項」に改める。

第 1 4 9 条第 1 号中「同条第 1 5 項」を「同条第 1 6 項」に改める。

(酒田市都市計画税条例の一部改正)

第 2 条 酒田市都市計画税条例（平成 1 7 年条例第 7 1 号）の一部を次のように改正する。

附則第6項第1号中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

(酒田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正)

第3条 酒田市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成18年条例第41号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第13条第1項」を「第16条第1項」に改める。

(酒田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正)

第4条 酒田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「第2条第8項」を「第2条第9項」に改め、同条第3号中「第2条第12項」を「第2条第13項」に改め、同条第4号中「第2条第14項」を「第2条第15項」に改める。

附 則

この条例中第1条、第2条及び第4条の規定は情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和6年法律第46号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日（令和7年4月1日）から、第3条の規定は同法の施行の日（令和7年4月1日）から施行する。

(提案理由)

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例を整理するものである。

議第 35 号

酒田市基金条例の一部改正について

酒田市基金条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 21 日提出

酒田市長 矢 口 明 子

酒田市基金条例の一部を改正する条例

酒田市基金条例（平成 17 年条例第 67 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号の表茜谷義務教育基金の項を削る。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

所期の目的を達成したため、茜谷義務教育基金を廃止するものである。

議第 36 号

酒田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

酒田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 21 日提出

酒田市長 矢口 明子

酒田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

酒田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 17 年条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 3 第 2 項中「3 歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第 4 項中「中「3 歳に満たない子のある職員が、規則の定めるところにより、当該子を養育」とあり、」を削る。

第 15 条第 1 項中「その他規則で定める者」の次に「（第 18 条の 2 第 1 項において「配偶者等」という。）」を加える。

第 18 条の次に次の 2 条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第 18 条の 2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が 40 歳に達した日の属する年度（4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

3 任命権者は、職員が第 1 項の規定による申出をしたことを理由として、当

該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第18条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の利用に係る請求等が円滑に行われるようにするため、次の各号のいずれかの措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とするこの条例による改正後の酒田市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の3第2項の規定による請求（3歳から小学校就学前の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

（提案理由）

時間外勤務命令の制限の範囲を拡大するとともに、仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境を整備するなど、所要の改正を行うものである。

議第 37 号

酒田市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

酒田市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 21 日提出

酒田市長 矢口明子

酒田市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(酒田市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 酒田市一般職の職員の給与に関する条例（平成 17 年条例第 49 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条の 3 中「41 万 5,600 円」を「41 万 6,600 円」に改める。

第 13 条第 3 項中「及び」を「に掲げる扶養親族については 3,000 円、同項」に、「1 万円」を「1 万 1,500 円」に改める。

第 16 条第 2 項第 1 号中「という。）。」を「という。）」に改め、同号ただし書を削り、同項第 3 号中「（1 箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が 5 万 5,000 円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5 万 5,000 円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を削り、同条第 3 項中「でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り、同項第 1 号本文中「新幹線鉄道等に係る」を「新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る」に、「の 2 分の 1 に相当する額。」を「に相当する額（以下「特別料金相当額」という。）」に改め、同号ただし書を削り、同条第 4 項中「酒田市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成 17 年条例第 172 号）第 1 条に規定する職員その他規則で定める者であった者から引き続き」を「新たに」に改め、「でその利用が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資す

るものであると認められるもの」を削り、同条第8項を同条第9項とし、同条第5項から第7項までを1項ずつ繰り下げ、同条第4項の次に次の1項を加える。

- 5 運賃等相当額をその支給単位期間で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第16条の2第3項中「酒田市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例第1条に規定する職員その他規則で定める者であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これ」を「新たに給料表の適用を受ける職員となったこと」に改め、「（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。）」を削る。

第26条の2第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前零時から」を「午後10時から翌日の」に、「勤務した」を「勤務をした」に改める。

第30条の2中「短時間勤務職員」を「任期付短時間勤務職員」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 第13条及び第14条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第6条関係）

行政職給料表

職員等の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用		円	円	円	円	円	円	円
	1	185,100	233,600	269,300	303,400	326,200	360,600	414,500
	2	186,200	235,100	270,400	304,900	328,000	362,400	416,400
	3	187,500	236,700	271,400	306,400	329,900	364,000	418,300
	4	188,600	238,200	272,400	307,800	331,600	365,600	420,200
	5	189,700	239,700	273,400	309,200	333,300	367,200	422,000

短時間勤務職員以外の職員	6	191,500	241,200	274,400	310,400	335,000	369,100	423,900
	7	193,100	242,700	275,400	311,400	336,800	370,600	425,700
	8	194,700	244,300	276,400	312,600	338,500	372,200	427,500
	9	196,400	245,800	277,500	313,800	340,100	373,600	429,100
	10	198,200	247,200	278,500	315,400	341,800	375,200	430,600
	11	199,800	248,600	279,500	317,100	343,600	376,900	432,200
	12	201,400	250,100	280,600	318,700	345,200	378,400	433,700
	13	203,200	251,300	281,600	320,200	346,700	380,300	435,300
	14	204,900	252,500	282,900	321,800	348,300	382,200	436,600
	15	206,600	253,700	284,200	323,500	350,000	384,200	437,900
	16	208,400	254,900	285,500	325,100	351,500	386,000	439,100
	17	209,800	256,000	286,800	326,600	352,900	387,600	440,300
	18	211,400	257,200	288,100	328,300	354,600	389,400	441,600
	19	213,000	258,300	289,300	330,000	356,300	391,100	442,900
	20	214,500	259,400	290,600	331,600	357,900	392,700	444,200
	21	216,200	260,400	291,700	333,000	359,100	394,500	445,400
	22	217,800	261,400	292,900	334,700	360,600	395,900	446,200
	23	219,500	262,400	294,200	336,500	362,100	397,300	447,000
	24	221,200	263,400	295,500	338,100	363,700	398,700	447,800
	25	222,900	264,500	296,900	339,300	365,400	400,100	448,400
	26	224,700	265,400	297,900	341,200	367,200	401,300	449,100
	27	226,200	266,300	298,900	343,000	368,900	402,500	449,700
	28	227,800	267,200	300,000	344,600	370,700	403,600	450,300
	29	229,100	268,000	301,100	346,100	372,100	404,700	451,000
	30	230,200	268,800	302,300	347,700	373,400	405,900	451,800
	31	231,400	269,600	303,500	349,400	374,700	407,100	452,200
	32	232,500	270,500	304,700	351,000	376,100	408,200	452,900
	33	233,600	271,200	305,900	352,700	377,200	408,900	453,400
	34	234,700	272,000	307,200	354,600	378,100	409,600	453,800
	35	235,800	272,800	308,500	356,400	379,100	410,300	454,200
	36	236,900	273,500	309,900	358,200	380,200	411,000	454,600
	37	238,100	274,200	311,200	359,700	381,000	411,600	455,000
	38	239,100	275,000	312,500	361,100	382,000	412,200	455,400
	39	240,100	275,800	313,800	362,600	382,900	412,700	455,800
	40	241,000	276,500	315,100	364,000	383,700	413,100	456,200
	41	241,900	277,300	316,500	365,500	384,500	413,500	456,500
	42	242,800	278,100	317,800	366,300	385,300	413,700	456,900
	43	243,600	278,900	319,100	367,400	386,100	414,000	457,200
	44	244,500	279,600	320,200	368,400	386,800	414,300	457,500
	45	245,200	280,300	321,100	369,300	387,500	414,600	457,800
	46	245,800	281,000	322,400	370,400	388,200	414,900	
	47	246,400	281,700	323,800	371,300	388,900	415,200	

48	247,000	282,400	325,100	372,300	389,700	415,500
49	247,600	283,100	326,300	373,200	390,200	415,800
50	248,200	283,900	327,600	373,900	390,800	416,100
51	248,800	284,600	328,800	374,600	391,400	416,400
52	249,300	285,300	330,100	375,200	392,100	416,700
53	249,800	285,900	331,400	375,600	392,500	416,900
54	250,200	286,600	332,500	376,200	393,100	417,200
55	250,600	287,200	333,600	377,000	393,700	417,500
56	250,900	287,900	334,700	377,700	394,300	417,800
57	251,200	288,500	335,400	378,000	394,700	418,000
58	251,500	289,200	336,300	378,700	395,300	418,300
59	251,800	289,800	337,100	379,400	395,900	418,600
60	252,100	290,600	337,900	380,000	396,400	418,800
61	252,400	291,200	338,700	380,300	396,800	419,000
62	252,700	291,900	339,100	380,800	397,400	419,300
63	253,000	292,500	339,700	381,500	397,900	419,600
64	253,300	293,000	340,500	382,100	398,400	419,800
65	253,600	293,500	341,300	382,400	398,700	420,000
66	253,900	294,100	342,000	383,000	399,100	420,300
67	254,200	294,600	342,700	383,700	399,500	420,600
68	254,500	295,200	343,300	384,300	399,900	420,800
69	254,800	295,700	343,800	384,700	400,200	421,000
70	255,100	296,200	344,400	385,200	400,500	421,300
71	255,400	296,900	344,900	385,800	400,800	421,600
72	255,700	297,500	345,500	386,300	401,000	421,800
73	256,000	298,000	345,800	386,800	401,200	422,000
74	256,300	298,500	346,300	387,400	401,600	
75	256,600	298,900	346,700	387,900	401,900	
76	256,900	299,300	347,100	388,200	402,100	
77	257,300	299,400	347,500	388,600	402,300	
78	257,600	299,700	348,000	389,200	402,600	
79	257,900	299,900	348,500	389,600	402,900	
80	258,200	300,200	349,000	390,000	403,100	
81	258,500	300,400	349,300	390,400	403,300	
82	258,800	300,600	349,700	390,900	403,600	
83	259,100	300,900	350,200	391,300	403,900	
84	259,400	301,100	350,600	391,700	404,100	
85	259,700	301,400	350,900	392,000	404,300	
86	260,000	301,700	351,300			
87	260,300	302,000	351,700			
88	260,600	302,300	352,100			
89	260,900	302,600	352,300			

	90	261, 200	303, 000	352, 700				
	91	261, 500	303, 300	353, 200				
	92	261, 800	303, 700	353, 600				
	93	262, 100	303, 800	353, 700				
	94		304, 000	354, 200				
	95		304, 400	354, 600				
	96		304, 800	354, 900				
	97		305, 000	355, 200				
	98		305, 300	355, 600				
	99		305, 700	356, 000				
	100		306, 100	356, 400				
	101		306, 300	356, 900				
	102		306, 600	357, 300				
	103		306, 900	357, 700				
	104		307, 200	358, 100				
	105		307, 400	358, 600				
	106		307, 700	359, 000				
	107		308, 000	359, 300				
	108		308, 300	359, 600				
	109		308, 500	360, 100				
	110		308, 900					
	111		309, 400					
	112		309, 700					
	113		309, 800					
	114		310, 100					
	115		310, 400					
	116		310, 800					
	117		311, 000					
	118		311, 200					
	119		311, 500					
	120		311, 800					
	121		312, 200					
	122		312, 400					
	123		312, 700					
	124		313, 000					
	125		313, 300					
定 年 前		基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
		円	円	円	円	円	円	円

再任用 短時間 勤務 職員							
	194,900	222,800	264,000	284,000	299,400	325,500	368,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第31条に規定する者は、除く。

別表第2（第6条関係）

医療職給料表

ア 医療職給料表(1)

職員等の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円
	1	291,400	400,300	455,100	549,800
	2	293,700	403,000	457,100	555,900
	3	296,000	405,600	459,000	561,200
	4	298,200	408,100	460,900	566,100
	5	300,300	410,500	462,300	570,500
	6	303,800	412,700	464,100	574,800
	7	307,300	414,800	465,900	578,400
	8	310,700	416,900	467,700	581,400
	9	314,100	419,000	469,500	583,900
	10	317,600	420,500	471,300	586,200
	11	321,000	422,000	473,100	
	12	324,400	423,500	474,900	
	13	327,800	424,900	476,700	
	14	331,300	426,400	478,500	
	15	334,700	427,900	480,300	
	16	338,100	429,300	482,100	
	17	341,500	430,700	483,900	
	18	344,600	432,200	485,800	
	19	347,700	433,700	487,700	
	20	350,800	435,100	489,600	
	21	354,000	436,500	491,500	

22	357, 100	438, 000	493, 200
23	360, 200	439, 500	495, 000
24	363, 200	440, 900	496, 800
25	366, 200	442, 300	498, 400
26	368, 500	443, 700	500, 200
27	370, 800	445, 100	502, 000
28	373, 000	446, 500	503, 600
29	374, 900	447, 900	505, 000
30	376, 600	449, 300	506, 700
31	378, 300	450, 700	508, 500
32	380, 100	452, 100	510, 200
33	381, 900	453, 500	511, 700
34	383, 700	454, 900	513, 000
35	385, 300	456, 300	514, 300
36	386, 700	457, 700	515, 600
37	388, 100	459, 100	516, 600
38	389, 600	460, 800	517, 900
39	391, 100	462, 400	519, 200
40	392, 600	464, 000	520, 500
41	394, 100	465, 600	521, 500
42	394, 800	466, 800	522, 300
43	395, 400	468, 000	523, 100
44	396, 100	469, 100	523, 900
45	397, 000	470, 100	524, 800
46	397, 600	471, 100	525, 600
47	398, 200	472, 000	526, 400
48	398, 800	472, 800	527, 100
49	399, 400	473, 500	527, 900
50	399, 900	474, 200	528, 700
51	400, 400	474, 900	529, 400
52	400, 900	475, 500	530, 300
53	401, 400	476, 200	531, 200
54	401, 800	476, 900	532, 000
55	402, 200	477, 500	532, 900
56	402, 600	478, 100	533, 800
57	403, 000	478, 400	534, 600
58	403, 400	479, 000	535, 500
59	403, 800	479, 700	536, 400
60	404, 200	480, 400	537, 100
61	404, 600	480, 800	537, 900
62	405, 000	481, 400	538, 800
63	405, 400	482, 100	539, 700
64	405, 800	482, 800	540, 600
65	406, 100	483, 200	541, 400

	66		483,800	542,300	
	67		484,400	543,200	
	68		484,900	544,100	
	69		485,400	544,900	
	70		485,900	545,800	
	71		486,400	546,700	
	72		486,900	547,600	
	73		487,300	548,400	
	74		487,800		
	75		488,200		
	76		488,700		
	77		489,200		
	78		489,800		
	79		490,400		
	80		490,800		
	81		491,300		
	82		491,900		
	83		492,500		
	84		493,000		
	85		493,500		
	86				
	87				
	88				
	89				
	90				
	91				
	92				
	93				
	94				
	95				
	96				
	97				
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円	円	円	円
		301,700	344,400	399,500	473,300

備考 この表は、診療所に勤務する医師に適用する。

イ 医療職給料表(2)

職員等の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	190,300	230,500	267,000	286,100	319,800	366,200	421,300
	2	192,500	231,800	267,800	286,900	321,200	367,900	423,200
	3	194,600	233,100	268,600	287,700	322,600	369,600	425,200
	4	196,700	234,500	269,400	288,400	324,100	371,200	427,000
	5	198,800	235,700	270,300	289,100	325,500	372,800	428,800
	6	200,800	236,800	271,100	289,900	327,100	374,400	430,400
	7	202,900	237,800	271,900	290,600	328,600	376,100	432,100
	8	204,800	238,800	272,700	291,400	330,200	377,700	433,600
	9	206,700	239,800	273,500	292,200	331,700	379,300	435,100
	10	208,600	241,000	274,300	293,000	333,300	381,300	436,500
	11	210,600	242,400	275,100	293,800	334,800	383,400	437,800
	12	212,800	243,500	275,900	294,500	336,400	385,400	439,100
	13	214,500	245,000	276,800	295,200	337,900	386,800	440,500
	14	216,600	246,300	277,600	296,300	339,500	388,500	441,700
	15	218,800	247,400	278,400	297,500	341,000	390,300	442,900
	16	220,900	249,000	279,200	298,700	342,600	392,000	444,000
	17	223,100	250,500	280,000	299,900	344,100	393,800	445,200
	18	224,700	251,900	280,800	301,100	345,700	395,300	446,300
	19	226,200	253,100	281,600	302,300	347,300	396,800	447,500
	20	227,300	254,300	282,400	303,600	348,800	398,300	448,800
	21	228,400	255,400	283,300	304,800	350,200	399,600	449,900
	22	229,300	256,300	284,200	306,000	351,700	400,900	450,700
	23	230,200	257,200	285,100	307,200	353,200	402,200	451,100
	24	231,200	258,000	285,900	308,400	354,700	403,400	451,800
	25	232,100	258,800	286,700	309,700	356,300	404,500	452,300
	26	233,000	259,600	287,600	310,900	357,800	405,600	452,700
	27	233,900	260,400	288,500	312,000	359,300	406,800	453,100
	28	234,800	261,200	289,300	313,200	360,700	407,900	453,500
	29	235,700	262,000	290,200	314,500	362,100	408,700	453,900
	30	236,600	262,800	291,300	315,700	363,800	409,500	454,300
	31	237,600	263,700	292,300	317,000	365,300	410,300	454,700
	32	238,500	264,500	293,300	318,200	366,900	411,100	455,000
33	239,300	265,300	294,300	319,400	368,100	411,500	455,300	

34	240,100	266,100	295,400	320,500	369,200	412,100	455,700
35	240,900	266,800	296,500	321,700	370,400	412,600	456,100
36	241,700	267,600	297,500	323,000	371,500	413,000	456,400
37	242,500	268,500	298,500	324,200	372,500	413,400	456,700
38	243,300	269,300	299,500	325,500	373,300	413,600	
39	244,200	270,100	300,500	326,800	374,300	413,900	
40	245,000	271,000	301,500	328,000	375,400	414,200	
41	245,600	271,800	302,500	328,900	376,400	414,500	
42	246,200	272,600	303,800	330,200	377,500	414,800	
43	246,800	273,400	304,900	331,400	378,500	415,100	
44	247,300	274,200	306,000	332,600	379,400	415,400	
45	247,800	274,900	307,100	333,700	380,200	415,700	
46	248,400	275,700	308,200	334,700	381,000	416,000	
47	248,900	276,500	309,300	335,700	381,900	416,300	
48	249,300	277,400	310,500	336,700	382,800	416,600	
49	249,700	278,100	311,600	337,600	383,300	416,800	
50	250,200	278,900	312,700	338,600	384,100	417,100	
51	250,800	279,600	313,800	339,600	384,900	417,400	
52	251,300	280,300	314,900	340,500	385,700	417,700	
53	251,600	281,000	315,900	341,000	386,100	417,900	
54	251,900	281,700	317,000	341,900	386,800		
55	252,200	282,400	318,000	342,700	387,500		
56	252,500	283,100	319,000	343,600	388,100		
57	252,800	283,900	320,000	344,300	388,500		
58	253,100	284,600	321,000	344,600	389,100		
59	253,400	285,300	322,000	345,100	389,700		
60	253,700	285,900	323,000	345,700	390,300		
61	254,000	286,500	323,900	346,300	390,700		
62	254,300	287,200	324,700	347,000	391,200		
63	254,600	287,900	325,400	347,700	391,700		
64	254,900	288,500	326,100	348,300	392,200		
65	255,200	289,100	326,700	349,000	392,800		
66	255,500	289,800	327,400	349,500	393,300		
67	255,800	290,600	328,000	350,100	393,900		
68	256,100	291,200	328,600	350,700	394,500		
69	256,400	291,800	329,200	351,000	395,000		
70	256,700	292,500	329,400	351,700	395,500		
71	257,100	293,200	329,900	352,200	396,000		
72	257,300	293,800	330,500	352,700	396,500		
73	257,500	294,400	331,100	353,200	396,800		
74	257,800	294,900	331,600	353,700	397,400		
75	258,100	295,300	332,100	354,200	397,800		

	76	258,300	295,700	332,500	354,600	398,200		
	77	258,500	296,100	333,100	354,900	398,600		
	78	258,800	296,400	333,600	355,200			
	79	259,100	296,800	334,000	355,500			
	80	259,300	297,100	334,500	355,800			
	81	259,500	297,400	335,000	356,300			
	82	259,800	297,700	335,400	356,600			
	83	260,100	298,000	335,600	356,900			
	84	260,300	298,300	335,900	357,200			
	85	260,500	298,500	336,300	357,600			
	86		298,700	336,700	357,900			
	87		298,900	337,100	358,200			
	88		299,100	337,400	358,500			
	89		299,500	337,700	358,900			
	90		299,700	337,900	359,200			
	91		299,900	338,300	359,500			
	92		300,100	338,600	359,800			
	93		300,500	338,800	360,100			
	94		300,700	339,100	360,500			
	95		300,900	339,400	360,900			
	96		301,200	339,700	361,300			
	97		301,500	339,900	361,800			
	98		301,700	340,200	362,200			
	99		301,900	340,500	362,600			
	100		302,200	340,700	363,000			
	101		302,500	340,800	363,500			
	102		302,700	341,100				
	103		302,900	341,500				
	104		303,200	341,700				
	105		303,500	341,900				
	106			342,300				
	107			342,700				
	108			343,100				
	109			343,300				
	110							
	111							
	112							
	113							
定年前		基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額	基準給料 月額
		円	円	円	円	円	円	円

再任用 短時間勤務職員							
	195,900	222,900	251,900	265,700	291,700	333,400	376,700

備考 この表は、診療所に勤務する薬剤師、技師、管理栄養士、栄養士等に適用する。

ウ 医療職給料表(3)

職員等の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	209,600	243,300	286,100	299,700	324,200	367,500
	2	211,500	245,600	286,600	300,300	325,200	369,300
	3	213,300	247,800	287,100	300,900	326,200	371,000
	4	215,000	250,100	287,600	301,400	327,200	372,700
	5	216,700	252,300	288,100	301,900	328,200	374,500
	6	218,600	253,400	288,600	302,400	329,500	376,500
	7	220,500	254,300	289,100	303,200	330,700	378,600
	8	222,200	255,400	289,600	303,700	331,900	380,700
	9	224,000	256,500	290,200	304,200	333,000	382,400
	10	226,100	257,700	290,700	304,800	334,200	384,500
	11	228,000	258,800	291,200	305,400	335,300	386,700
	12	230,100	260,100	291,700	305,900	336,500	388,700
	13	232,100	261,100	292,200	306,400	337,600	390,600
	14	234,100	261,800	292,700	307,100	338,800	392,200
	15	236,300	262,500	293,200	307,800	339,900	394,100
	16	238,300	263,400	293,700	308,500	341,000	395,900
	17	240,500	264,600	294,200	309,200	342,100	397,600
	18	242,600	265,700	294,700	310,200	343,400	399,300
	19	244,700	266,800	295,200	311,100	344,500	401,200
	20	246,800	267,900	295,700	312,000	345,600	403,000
	21	248,900	269,000	296,200	312,800	346,700	404,700
	22	250,700	270,100	296,800	313,700	347,900	406,400
	23	251,900	271,300	297,300	314,600	349,000	408,200

24	253, 000	272, 400	297, 800	315, 500	350, 200	409, 900
25	254, 100	273, 400	298, 300	316, 400	351, 300	411, 600
26	255, 000	274, 500	298, 900	317, 300	352, 600	413, 300
27	255, 900	275, 600	299, 700	318, 200	353, 900	415, 200
28	256, 800	276, 600	300, 500	319, 100	355, 200	417, 000
29	257, 700	277, 700	301, 200	319, 900	356, 500	418, 500
30	258, 500	278, 400	302, 000	321, 000	358, 000	420, 000
31	259, 200	279, 100	302, 800	322, 100	359, 500	421, 500
32	259, 900	279, 800	303, 700	323, 300	361, 000	422, 900
33	260, 700	280, 500	304, 400	324, 400	362, 200	424, 000
34	261, 500	281, 100	305, 200	325, 500	363, 700	425, 100
35	262, 300	281, 600	306, 000	326, 600	365, 200	426, 200
36	263, 000	282, 100	306, 700	327, 700	366, 600	427, 500
37	263, 800	282, 600	307, 500	328, 800	368, 100	428, 800
38	264, 700	283, 200	308, 300	330, 100	369, 100	429, 900
39	265, 600	283, 800	309, 100	331, 200	370, 500	431, 100
40	266, 400	284, 300	310, 000	332, 300	371, 800	432, 200
41	267, 200	284, 700	310, 700	333, 100	373, 100	433, 400
42	268, 100	285, 200	311, 700	334, 200	374, 500	434, 400
43	268, 900	285, 700	312, 700	335, 300	375, 800	435, 500
44	269, 700	286, 200	313, 600	336, 400	377, 200	436, 600
45	270, 600	286, 700	314, 500	337, 400	378, 700	437, 700
46	271, 300	287, 200	315, 500	338, 400	379, 900	438, 200
47	272, 000	287, 700	316, 600	339, 400	381, 100	438, 800
48	272, 600	288, 200	317, 500	340, 400	382, 300	439, 200
49	273, 200	288, 700	318, 400	341, 700	383, 400	439, 800
50	273, 700	289, 200	319, 400	343, 000	384, 300	440, 300
51	274, 200	289, 700	320, 400	344, 200	385, 300	440, 700
52	274, 600	290, 300	321, 400	345, 400	386, 200	441, 200
53	275, 000	290, 800	322, 200	346, 300	386, 800	441, 800
54	275, 500	291, 300	323, 300	347, 500	387, 600	442, 200
55	276, 000	291, 800	324, 300	348, 700	388, 400	442, 500
56	276, 400	292, 300	325, 200	350, 000	389, 300	442, 800
57	276, 900	292, 800	326, 100	351, 000	389, 900	443, 200
58	277, 300	293, 600	327, 100	351, 900	390, 600	
59	277, 700	294, 400	328, 100	353, 000	391, 400	
60	278, 100	295, 100	329, 000	354, 200	392, 000	
61	278, 500	295, 800	330, 000	355, 300	392, 600	
62	278, 900	296, 800	331, 200	356, 600	393, 300	
63	279, 300	297, 700	332, 400	357, 800	394, 000	
64	279, 700	298, 500	333, 600	358, 800	394, 600	
65	280, 100	299, 300	334, 300	359, 800	395, 300	

66	280,500	300,200	335,500	360,800	395,800
67	280,900	301,000	336,600	361,900	396,400
68	281,300	301,800	337,500	363,000	396,900
69	281,700	302,600	338,600	363,800	397,300
70	282,200	303,600	339,300	365,000	397,900
71	282,700	304,500	340,400	366,100	398,400
72	283,100	305,400	341,600	367,200	398,700
73	283,600	306,300	342,700	367,900	399,000
74	284,200	307,200	343,900	368,700	399,500
75	284,800	308,100	345,000	369,500	399,900
76	285,300	309,000	346,100	370,200	400,200
77	285,800	309,900	347,200	370,700	400,500
78	286,400	310,900	348,400	371,200	401,000
79	287,000	311,900	349,400	371,800	401,600
80	287,500	312,800	350,500	372,300	402,000
81	288,000	313,300	351,400	372,900	402,300
82	288,500	314,200	352,400	373,400	402,700
83	289,000	315,100	353,300	373,900	403,200
84	289,500	315,900	354,300	374,400	403,600
85	290,100	316,800	355,300	374,800	404,000
86	290,600	317,800	356,100	375,200	
87	291,100	318,800	356,900	375,800	
88	291,600	319,800	357,700	376,400	
89	292,100	320,700	358,200	376,700	
90	292,600	321,800	358,800	377,200	
91	293,100	322,800	359,500	377,600	
92	293,600	323,900	360,100	377,900	
93	294,100	324,700	360,500	378,500	
94	294,700	325,400	360,900	379,000	
95	295,300	326,100	361,400	379,500	
96	295,900	326,700	361,800	380,000	
97	296,600	327,200	362,300	380,600	
98	297,100	327,500	362,700	381,100	
99	297,600	328,100	363,200	381,600	
100	298,100	328,700	363,600	382,000	
101	298,600	329,100	364,000	382,600	
102	299,100	329,700	364,500	383,100	
103	299,600	330,300	364,900	383,600	
104	300,000	330,900	365,200	384,100	
105	300,400	331,300	365,700	384,700	
106	300,900	331,800	366,200	385,200	
107	301,400	332,300	366,700	385,700	

108	301,700	332,800	367,200	386,200
109	301,900	333,200	367,700	386,800
110	302,200	333,600	368,200	
111	302,400	333,900	368,700	
112	302,800	334,200	369,100	
113	303,000	334,500	369,500	
114	303,200	334,900	369,900	
115	303,600	335,300	370,400	
116	303,800	335,600	370,900	
117	304,100	335,700	371,300	
118	304,400	336,000	371,800	
119	304,700	336,400	372,300	
120	305,000	336,600	372,800	
121	305,300	336,800	373,100	
122	305,700	337,100		
123	306,000	337,400		
124	306,300	337,700		
125	306,500	337,900		
126	306,700	338,200		
127	307,000	338,600		
128	307,400	338,800		
129	307,600	338,900		
130	307,900	339,200		
131	308,300	339,600		
132	308,700	339,900		
133	308,800	340,200		
134	309,100	340,600		
135	309,600	341,000		
136	309,900	341,400		
137	310,100	341,700		
138	310,400	342,100		
139	310,700	342,500		
140	311,000	342,900		
141	311,200	343,200		
142	311,600	343,600		
143	312,000	343,900		
144	312,300	344,300		
145	312,400	344,600		
146	312,700	345,000		
147	313,000	345,400		
148	313,400	345,800		
149	313,700	346,100		

	150	313,900	346,500				
	151	314,200	346,900				
	152	314,500	347,300				
	153	314,900	347,600				
	154	315,100					
	155	315,300					
	156	315,600					
	157	315,900					
	158	316,200					
	159	316,500					
	160	316,800					
	161	317,200					
	162	317,500					
	163	317,800					
	164	318,100					
	165	318,500					
	166	318,800					
	167	319,100					
	168	319,400					
	169	319,800					
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		円	円	円	円	円	円
		243,300	264,200	271,600	282,100	298,800	337,000

備考 この表は、保育所、診療所等に勤務する助産師、看護師及び准看護師に適用する。

（地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正）

第2条 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年条例第31号）の一部を次のように改正する。

附則第14条第3項中「及び第28条第2項第2号」を「、第28条第2項第2号及び第30条の2第2項」に改める。

(酒田市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 酒田市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第13条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「第1号に掲げる扶養親族については3,000円、同項第3号から第6号まで」を「第2号から第5号まで」に、「第2号」を「第1号」に、「1万1,500円」を「1万3,000円」に改める。

第14条第1項第2号中「第2項第3号若しくは第5号」を「第2項第2号若しくは第4号」に改める。

第15条第1項第2号中「配偶者」の次に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

- 2 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において第1条の規定による改正前の酒田市一般職の職員の給与に関する条例の規定の適用を受けていた職員の切替日における号給は、切替日の前日においてその者が受けていた号給に応じて附則別表に定める号給とする。

附則別表

行政職給料表

旧号給	新号給				
	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1
11	7	3	3	1	1

12	8	4	4	1	1
13	9	5	5	1	1
14	10	6	6	2	1
15	11	7	7	3	1
16	12	8	8	4	1
17	13	9	9	5	1
18	14	10	10	6	2
19	15	11	11	7	3
20	16	12	12	8	4
21	17	13	13	9	5
22	18	14	14	10	6
23	19	15	15	11	7
24	20	16	16	12	8
25	21	17	17	13	9
26	22	18	18	14	10
27	23	19	19	15	11
28	24	20	20	16	12
29	25	21	21	17	13
30	26	22	22	18	14
31	27	23	23	19	15
32	28	24	24	20	16
33	29	25	25	21	17
34	30	26	26	22	18
35	31	27	27	23	19
36	32	28	28	24	20
37	33	29	29	25	21
38	34	30	30	26	22
39	35	31	31	27	23
40	36	32	32	28	24
41	37	33	33	29	25
42	38	34	34	30	26
43	39	35	35	31	27
44	40	36	36	32	28
45	41	37	37	33	29
46	42	38	38	34	30
47	43	39	39	35	31
48	44	40	40	36	32
49	45	41	41	37	33
50	46	42	42	38	34

51	47	43	43	39	35
52	48	44	44	40	36
53	49	45	45	41	37
54	50	46	46	42	38
55	51	47	47	43	39
56	52	48	48	44	40
57	53	49	49	45	41
58	54	50	50	46	42
59	55	51	51	47	43
60	56	52	52	48	44
61	57	53	53	49	45
62	58	54	54	50	
63	59	55	55	51	
64	60	56	56	52	
65	61	57	57	53	
66	62	58	58	54	
67	63	59	59	55	
68	64	60	60	56	
69	65	61	61	57	
70	66	62	62	58	
71	67	63	63	59	
72	68	64	64	60	
73	69	65	65	61	
74	70	66	66	62	
75	71	67	67	63	
76	72	68	68	64	
77	73	69	69	65	
78	74	70	70	66	
79	75	71	71	67	
80	76	72	72	68	
81	77	73	73	69	
82	78	74	74	70	
83	79	75	75	71	
84	80	76	76	72	
85	81	77	77	73	
86	82	78	78		
87	83	79	79		
88	84	80	80		
89	85	81	81		

90	86	82	82		
91	87	83	83		
92	88	84	84		
93	89	85	85		
94	90				
95	91				
96	92				
97	93				
98	94				
99	95				
100	96				
101	97				
102	98				
103	99				
104	100				
105	101				
106	102				
107	103				
108	104				
109	105				
110	106				
111	107				
112	108				
113	109				

医療職給料表（1）

旧号給	新号給		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1

13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	1
19	7	3	1
20	8	4	1
21	9	5	1
22	10	6	1
23	11	7	1
24	12	8	1
25	13	9	1
26	14	10	1
27	15	11	1
28	16	12	1
29	17	13	1
30	18	14	1
31	19	15	1
32	20	16	1
33	21	17	1
34	22	18	1
35	23	19	1
36	24	20	1
37	25	21	1
38	26	22	2
39	27	23	2
40	28	24	2
41	29	25	2
42	30	26	3
43	31	27	3
44	32	28	3
45	33	29	3
46	34	30	4
47	35	31	4
48	36	32	4
49	37	33	4
50	38	34	4
51	39	35	5

52	40	36	5
53	41	37	5
54	42	38	5
55	43	39	5
56	44	40	6
57	45	41	6
58	46	42	6
59	47	43	6
60	48	44	6
61	49	45	7
62	50	46	7
63	51	47	7
64	52	48	7
65	53	49	8
66	54	50	
67	55	51	
68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	
71	59	55	
72	60	56	
73	61	57	
74	62	58	
75	63	59	
76	64	60	
77	65	61	
78	66	62	
79	67	63	
80	68	64	
81	69	65	
82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	
86	74	70	
87	75	71	
88	76	72	
89	77	73	
90	78		

91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		

医療職給料表（2）

旧号給	新号給				
	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1
7	3	3	1	1	1
8	4	4	1	1	1
9	5	5	1	1	1
10	6	6	2	1	1
11	7	7	3	1	1
12	8	8	4	1	1
13	9	9	5	1	1
14	10	10	6	2	1
15	11	11	7	3	1
16	12	12	8	4	1
17	13	13	9	5	1
18	14	14	10	6	2
19	15	15	11	7	3
20	16	16	12	8	4
21	17	17	13	9	5
22	18	18	14	10	6
23	19	19	15	11	7
24	20	20	16	12	8
25	21	21	17	13	9
26	22	22	18	14	10
27	23	23	19	15	11
28	24	24	20	16	12
29	25	25	21	17	13

30	26	26	22	18	14
31	27	27	23	19	15
32	28	28	24	20	16
33	29	29	25	21	17
34	30	30	26	22	18
35	31	31	27	23	19
36	32	32	28	24	20
37	33	33	29	25	21
38	34	34	30	26	22
39	35	35	31	27	23
40	36	36	32	28	24
41	37	37	33	29	25
42	38	38	34	30	26
43	39	39	35	31	27
44	40	40	36	32	28
45	41	41	37	33	29
46	42	42	38	34	30
47	43	43	39	35	31
48	44	44	40	36	32
49	45	45	41	37	33
50	46	46	42	38	34
51	47	47	43	39	35
52	48	48	44	40	36
53	49	49	45	41	37
54	50	50	46	42	
55	51	51	47	43	
56	52	52	48	44	
57	53	53	49	45	
58	54	54	50	46	
59	55	55	51	47	
60	56	56	52	48	
61	57	57	53	49	
62	58	58	54	50	
63	59	59	55	51	
64	60	60	56	52	
65	61	61	57	53	
66	62	62	58		
67	63	63	59		
68	64	64	60		

69	65	65	61		
70	66	66	62		
71	67	67	63		
72	68	68	64		
73	69	69	65		
74	70	70	66		
75	71	71	67		
76	72	72	68		
77	73	73	69		
78	74	74	70		
79	75	75	71		
80	76	76	72		
81	77	77	73		
82	78	78	74		
83	79	79	75		
84	80	80	76		
85	81	81	77		
86	82	82			
87	83	83			
88	84	84			
89	85	85			
90	86	86			
91	87	87			
92	88	88			
93	89	89			
94	90	90			
95	91	91			
96	92	92			
97	93	93			
98	94	94			
99	95	95			
100	96	96			
101	97	97			
102	98	98			
103	99	99			
104	100	100			
105	101	101			
106	102				
107	103				

108	104				
109	105				
110	106				
111	107				
112	108				
113	109				

医療職給料表（3）

旧号給	新号給			
	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	2	1	1
7	3	3	1	1
8	4	4	1	1
9	5	5	1	1
10	6	6	2	1
11	7	7	3	1
12	8	8	4	1
13	9	9	5	1
14	10	10	6	2
15	11	11	7	3
16	12	12	8	4
17	13	13	9	5
18	14	14	10	6
19	15	15	11	7
20	16	16	12	8
21	17	17	13	9
22	18	18	14	10
23	19	19	15	11
24	20	20	16	12
25	21	21	17	13
26	22	22	18	14
27	23	23	19	15
28	24	24	20	16
29	25	25	21	17
30	26	26	22	18

31	27	27	23	19
32	28	28	24	20
33	29	29	25	21
34	30	30	26	22
35	31	31	27	23
36	32	32	28	24
37	33	33	29	25
38	34	34	30	26
39	35	35	31	27
40	36	36	32	28
41	37	37	33	29
42	38	38	34	30
43	39	39	35	31
44	40	40	36	32
45	41	41	37	33
46	42	42	38	34
47	43	43	39	35
48	44	44	40	36
49	45	45	41	37
50	46	46	42	38
51	47	47	43	39
52	48	48	44	40
53	49	49	45	41
54	50	50	46	42
55	51	51	47	43
56	52	52	48	44
57	53	53	49	45
58	54	54	50	46
59	55	55	51	47
60	56	56	52	48
61	57	57	53	49
62	58	58	54	50
63	59	59	55	51
64	60	60	56	52
65	61	61	57	53
66	62	62	58	54
67	63	63	59	55
68	64	64	60	56
69	65	65	61	57

70	66	66	62	
71	67	67	63	
72	68	68	64	
73	69	69	65	
74	70	70	66	
75	71	71	67	
76	72	72	68	
77	73	73	69	
78	74	74	70	
79	75	75	71	
80	76	76	72	
81	77	77	73	
82	78	78	74	
83	79	79	75	
84	80	80	76	
85	81	81	77	
86	82	82	78	
87	83	83	79	
88	84	84	80	
89	85	85	81	
90	86	86	82	
91	87	87	83	
92	88	88	84	
93	89	89	85	
94	90	90		
95	91	91		
96	92	92		
97	93	93		
98	94	94		
99	95	95		
100	96	96		
101	97	97		
102	98	98		
103	99	99		
104	100	100		
105	101	101		
106	102	102		
107	103	103		
108	104	104		

109	105	105		
110	106	106		
111	107	107		
112	108	108		
113	109	109		
114	110			
115	111			
116	112			
117	113			
118	114			
119	115			
120	116			
121	117			
122	118			
123	119			
124	120			
125	121			

（提案理由）

職員の給料表の切替えを行うとともに、諸手当の支給条件を改定するなど、所要の改正を行うものである。

議第 38 号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備
に関する条例の一部改正について

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条
例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 21 日提出

酒田市長 矢 口 明 子

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備
に関する条例の一部を改正する条例

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条
例（令和 4 年条例第 31 号）の一部を次のように改正する。

附則第 12 条及び第 17 条中「第 9 条第 3 項」を「第 9 条第 2 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

地方公務員法の一部を改正する法律の一部改正に伴い、引用する条項を変更
するため、所要の改正を行うものである。

議第 39 号

酒田市手数料条例の一部改正について

酒田市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 21 日提出

酒田市長 矢 口 明 子

酒田市手数料条例の一部を改正する条例

酒田市手数料条例（平成 17 年条例第 74 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づく開発行為の許可の申請に対する審査の項手数料額の欄第 1 号中「8, 600 円」を「10, 000 円」に、「22, 000 円」を「24, 000 円」に、「43, 000 円」を「59, 000 円」に、「86, 000 円」を「110, 000 円」に、「130, 000 円」を「170, 000 円」に、「170, 000 円」を「230, 000 円」に、「220, 000 円」を「290, 000 円」に、「300, 000 円」を「460, 000 円」に改め、同欄第 2 号中「13, 000 円」を「15, 000 円」に、「30, 000 円」を「34, 000 円」に、「65, 000 円」を「88, 000 円」に、「120, 000 円」を「160, 000 円」に、「200, 000 円」を「270, 000 円」に、「270, 000 円」を「360, 000 円」に、「340, 000 円」を「460, 000 円」に、「480, 000 円」を「730, 000 円」に改め、同欄第 3 号中「86, 000 円」を「100, 000 円」に、「130, 000 円」を「140, 000 円」に、「190, 000 円」を「260, 000 円」に、「260, 000 円」を「350, 000 円」に、「390, 000 円」を「530, 000 円」に、「510, 000 円」を「700, 000 円」に、「660, 000 円」を「900, 000 円」に、「870, 000 円」を「1, 300, 000 円」に改める。

別表第1 都市計画法第35条の2の規定に基づく開発行為の変更許可の申請に対する審査の項手数料額の欄中「870,000円」を「1,300,000円」に改め、同欄第3号中「10,000円」を「14,000円」に改める。

附 則

この条例は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき山形県知事が本市の区域内に宅地造成等工事規制区域及び特定盛土等規制区域を指定した日から施行する。

（提案理由）

宅地造成等規制法の一部改正等に伴い、開発行為許可申請手数料を改定するため、所要の改正を行うものである。

議第 4 0 号

酒田市旧白崎医院設置管理条例の廃止について

酒田市旧白崎医院設置管理条例を廃止する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 2 1 日提出

酒田市長 矢 口 明 子

酒田市旧白崎医院設置管理条例を廃止する条例

酒田市旧白崎医院設置管理条例（平成 1 7 年条例第 2 1 0 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

酒田市旧白崎医院の用途を廃止するため、条例を廃止するものである。

議第 4 1 号

酒田市阿部記念館設置管理条例の廃止について

酒田市阿部記念館設置管理条例を廃止する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 2 1 日提出

酒田市長 矢 口 明 子

酒田市阿部記念館設置管理条例を廃止する条例

酒田市阿部記念館設置管理条例（平成 1 7 年条例第 2 1 1 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

酒田市阿部記念館の所期の目的を達成したため、条例を廃止するものである。

議第 4 2 号

酒田市学校給食共同調理場設置条例の廃止について

酒田市学校給食共同調理場設置条例を廃止する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 2 1 日提出

酒田市長 矢 口 明 子

酒田市学校給食共同調理場設置条例を廃止する条例

酒田市学校給食共同調理場設置条例（平成 1 7 年条例第 1 8 8 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

酒田市学校給食共同調理場の所期の目的を達成したため、条例を廃止するものである。

議第 4 3 号

酒田市定期航路事業条例の一部改正について

酒田市定期航路事業条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 2 1 日提出

酒田市長 矢 口 明 子

酒田市定期航路事業条例の一部を改正する条例

酒田市定期航路事業条例（平成 1 7 年条例第 1 6 9 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条に次の 2 項を加える。

- 2 定期運航路線又は不定期運航路線を利用する者（以下「旅客」という。）は、すべてこの条例及び約款を承認のうえ乗船し、又は貨物等を託送するものとみなす。
- 3 旅客は、船内においてはこの条例及び約款その他の規程を遵守し、船長の指示命令に従わなければならない。

第 5 条中「定期運航路線及び不定期運航路線を利用する者」を「旅客」に改める。

別表第 1 中

「

飛島島民運賃	大人 1 人につき 往路 2, 1 4 0 円 復路 1, 7 2 0 円	飛島に居住する者に限る。
	小児 1 人につき 往路 1, 0 7 0 円 復路 8 6 0 円	

」

を

「

飛島島民運賃	大人 1 人につき 片道 1, 5 0 0 円	飛島に居住する者に限る。
	小児 1 人につき 片道 7 5 0 円	

」

に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

運賃負担の軽減を目的に定期航路事業における飛島島民運賃の割引を実施するとともに、船内において旅客が遵守すべき事項に関する規定を設けるなど、所要の改正を行うものである。

議第 4 4 号

酒田市子ども・子育て会議条例の一部改正について

酒田市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 2 1 日提出

酒田市長 矢 口 明 子

酒田市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

酒田市子ども・子育て会議条例（平成 2 5 年条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 7 7 条第 1 項」を「第 7 2 条第 1 項及びこども基本法（令和 4 年法律第 7 7 号）第 1 3 条第 3 項」に改める。

第 3 条第 1 号中「第 7 7 条第 1 項」を「第 7 2 条第 1 項」に改め、同条第 2 号中「酒田市子ども・子育て支援事業計画」を「こども計画（こども基本法第 1 0 条第 2 項に規定する計画をいう。）」に改め、同条に次の 1 号を加える。

（3） こども施策（こども基本法第 2 条第 2 項に規定するこども施策をいう。）に係る事務の実施に係る協議及び連絡調整を行うこと。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

こども基本法の制定及び子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、計画の名称及び引用する条項を変更するため、所要の改正を行うものである。

議第45号

酒田市国民健康保険税条例の一部改正について

酒田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年2月21日提出

酒田市長 矢口明子

酒田市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

酒田市国民健康保険税条例（平成17年条例第145号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「100分の5.7」を「100分の6」に改める。

第6条中「18,700円」を「19,700円」に改める。

第6条の2第1号中「13,900円」を「15,000円」に改め、同条第2号中「6,950円」を「7,500円」に改め、同条第3号中「10,425円」を「11,250円」に改める。

第7条中「100分の2.2」を「100分の2.6」に改める。

第8条の2中「8,200円」を「8,800円」に改める。

第8条の3第1号中「6,000円」を「6,700円」に改め、同条第2号中「3,000円」を「3,350円」に改め、同条第3号中「4,500円」を「5,025円」に改める。

第11条第1項第1号ア中「13,090円」を「13,790円」に改め、同号イ(ア)中「9,730円」を「10,500円」に改め、同号イ(イ)中「4,865円」を「5,250円」に改め、同号イ(ウ)中「7,297円」を「7,875円」に改め、同号ウ中「5,740円」を「6,160円」に改め、同号エ(ア)中「4,200円」を「4,690円」に改め、同号エ(イ)中「2,100円」を「2,345円」に改め、同号エ(ウ)中「3,150円」を「3,518円」に改め、同項第2号ア中「9,350円」を「9,850円」に改め、同号イ(ア)中「6,950円」を「7,500円」に改め、同号

イ(イ)中「3, 475円」を「3, 750円」に改め、同号イ(ウ)中「5, 212円」を「5, 625円」に改め、同号ウ中「4, 100円」を「4, 400円」に改め、同号エ(ア)中「3, 000円」を「3, 350円」に改め、同号エ(イ)中「1, 500円」を「1, 675円」に改め、同号エ(ウ)中「2, 250円」を「2, 513円」に改め、同項第3号ア中「3, 740円」を「3, 940円」に改め、同号イ(ア)中「2, 780円」を「3, 000円」に改め、同号イ(イ)中「1, 390円」を「1, 500円」に改め、同号イ(ウ)中「2, 085円」を「2, 250円」に改め、同号ウ中「1, 640円」を「1, 760円」に改め、同号エ(ア)中「1, 200円」を「1, 340円」に改め、同号エ(イ)中「600円」を「670円」に改め、同号エ(ウ)中「900円」を「1, 005円」に改め、同条第2項第1号ア中「2, 805円」を「2, 955円」に改め、同号イ中「4, 675円」を「4, 925円」に改め、同号ウ中「7, 480円」を「7, 880円」に改め、同号エ中「9, 350円」を「9, 850円」に改め、同項第2号ア中「1, 230円」を「1, 320円」に改め、同号イ中「2, 050円」を「2, 200円」に改め、同号ウ中「3, 280円」を「3, 520円」に改め、同号エ中「4, 100円」を「4, 400円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の酒田市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(提案理由)

国民健康保険税について保険給付費等に見合う財源を確保するため、基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額の各割額を改定することについて、所要の改正を行うものである。

議第 4 6 号

酒田市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例 の一部改正について

酒田市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 2 1 日提出

酒田市長 矢 口 明 子

酒田市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例 の一部を改正する条例

酒田市上下水道事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成 1 7 年条例第 1 7 2 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 6 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

第 8 条第 2 項中「酒田市一般職の職員の給与に関する条例（平成 1 7 年条例第 4 9 号）第 6 条第 1 項に規定する給料表の適用を受ける者その他管理者が定める者であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これ」を「新たに給料表の適用を受ける職員となったこと」に改め、「（任用の事情等を考慮して管理者が定める職員に限る。）」を削る。

第 1 6 条第 2 項中「週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等以外の日の午前零時から」を「午後 1 0 時から翌日の」に改める。

第 2 3 条中「酒田市一般職の職員の給与に関する条例」の次に「（平成 1 7 年条例第 4 9 号）」を加える。

第 2 7 条中「、法第 2 2 条の 4 第 1 項」を削り、同条に次の 1 項を加える。

2 第 5 条及び第 2 2 条の規定は、法第 2 2 条の 4 第 1 項の規定により採用された職員には適用しない。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条第 2 項の改正規定は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

企業職員に係る諸手当の支給条件を改定するなど、所要の改正を行うものである。